

災害時支援事業者登録制度 登録要領

1 目的

災害発生時には、速やかな応急対策が求められており、多種・多様で大量の物資や防災資機材等を必要とすることから、幅広い分野の支援体制を整備する必要がある。

このことから、事業者が協力できる支援項目や各種情報をあらかじめ募集し、「災害時支援事業者リスト」として登録することにより、応急対策の迅速化に資する。

2 登録の対象者

概ね一部地域を活動範囲とする小規模事業者を対象とし、登録された事業者等は、市町村や市町村等からの協力要請に対し可能な範囲で協力する。

3 支援項目

物資の提供、建設機材・車両の提供、一時避難施設の提供、仮設住宅・トイレの提供、技術職員の派遣 等

4 登録の要件

- (1) 上記3の支援項目について迅速な提供、派遣ができる事業者・団体等であること。
- (2) 原則として、県、市町村等の要請に応じ、指定の場所までの物資の配送、人材の派遣等が可能であること。
- (3) 原則として、県内に事業所等を有する事業者・団体等であること。

5 登録・変更・取消

- (1) 登録
登録を希望する事業者は、様式1「登録（変更）申請書」及び事業内容を証明するもの（登記簿謄本、パンフレット、カタログ等）を提出する。
- (2) 変更
登録した内容に変更が生じた場合は、様式1「登録（変更）申請書」を速やかに提出する。
- (3) 取消
廃業等により登録業務が出来なくなった場合は、様式2「登録取消申請書」を提出する。

6 事業者の確認

登録事業者は、毎年4月末までに様式3「継続確認書」を提出する。

7 管理・公開

県は、下記により情報を管理・公開する。

- (1) 登録決定した事業者の情報を「災害時支援事業者リスト」（以下、リストという。）として管理する。
- (2) リストを市町村及び防災関係機関等へ提供する。
- (3) 県ホームページでリストを公開する。

8 応募方法

県のホームページから登録様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、市町村防災担当課に提出する。

9 運用開始

本制度は、平成21年6月1日より運用を開始する。